

市 会 議 案

平成28年6月定例会（平成28年6月14日提出）

名 古 屋 市

目 次

平成28年第 97 号議案	名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙 運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正 について……………	1頁
平成28年第 98 号議案	名古屋市旅館業法施行条例の一部改正について……………	7頁
平成28年第 99 号議案	名古屋市立病院条例の一部改正について……………	11頁
平成28年第100号議案	名古屋市立学校設置条例の一部改正について……………	17頁
平成28年第101号議案	名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について……	19頁
平成28年第103号議案	名古屋市特別会計条例の一部改正について……………	23頁
平成28年第104号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部改正について……………	25頁
平成28年第109号議案	公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の 変更について……………	31頁
平成28年第110号議案	指定管理者の指定について……………	35頁

平成28年第97号議案

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 6 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「

365,000 円と 4 円88銭」を「375,500 円と 5 円 2 銭」に改める。

(名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 3 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「510 円48銭」を「525 円 6 銭」に、「301,875 円」を「310,500 円」に改め、同条第 2 号中「255,240 円と26円73銭」を「262,530 円と27円50銭」に、「301,875 円²」を「310,500 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

1 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
の公営に関する条例 (抜すい)

(公費の支払)

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に
基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（
以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のう
ち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書
に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者
等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) (略)

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、
それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」
という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動
車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、
当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそ
れぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使

用に対し支払うべき金額（当該金額が $\frac{15,800円}{15,300円}$ を超える場合には、

$\frac{15,800円}{15,300円}$ ）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合
当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選
挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含
む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と

合算して、 $\frac{7,560 \text{ 円}}{7,350 \text{ 円}}$ に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなった場合には、法第100条第5項の規定による告示の日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

2 名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（抜すい）

（公費の支払）

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 $\frac{7 \text{ 円} 51 \text{ 銭}}{7 \text{ 円} 30 \text{ 銭}}$

(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 $\frac{375,500 \text{ 円}}{365,000 \text{ 円}}$ と $\frac{5}{4}$

$\frac{\text{円} 2 \text{ 銭}}{\text{円} 88 \text{ 銭}}$ にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

3 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（抜すい）

（公費の支払）

第4条 名古屋市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区（名古屋市長の選挙にあっては当該選挙の行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 $\frac{525 \text{ 円}}{510 \text{ 円}}$
 $\frac{6 \text{ 銭}}{48 \text{ 銭}}$ に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に $\frac{310,500 \text{ 円}}{301,875 \text{ 円}}$ を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 $\frac{262,530}{255,240}$
 $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ と $\frac{27 \text{ 円} 50 \text{ 銭}}{26 \text{ 円} 73 \text{ 銭}}$ にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に $\frac{310,500 \text{ 円}}{301,875 \text{ 円}}$ を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

平成28年第98号議案

名古屋市旅館業法施行条例の一部改正について

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市旅館業法施行条例（平成15年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第 4号中「第15条の 6第 1項第 1号」を「第15条の 7第 1項第 1号」に改める。

第10条中第 3項を第 5項とし、第 2項の次に次の 2項を加える。

- 3 客室の延床面積が33平方メートル未満の施設については、第 8条第 1項第 1号に規定する基準は、適用しない。
- 4 前項の施設であって、規則第 5条第 1項第 5号二及びホに掲げる要件を満たすものについては、第 8条第 2項において準用する第 6条第 5号及び第 8条第 1項第 3号に規定する基準は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、旅館業法施行令の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市旅館業法施行条例 (抜すい)

(清純な施設環境を保持すべき施設)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号 (法第 3 条の 2 第 2 項及び法第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) ~~第 15 条の 6~~ ^{第 15 条の 7} 第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校

(5) (略)

2 (略)

(基準の緩和等)

第 10 条 (略)

2 (略)

3 客室の延床面積が 33 平方メートル未満の施設については、第 8 条第 1 項第 1 号に規定する基準は、適用しない。

4 前項の施設であって、規則第 5 条第 1 項第 5 号二及びホに掲げる要件を満たすものについては、第 8 条第 2 項において準用する第 6 条第 5 号及び第 8 条第 1 項第 3 号に規定する基準は、適用しない。

$\frac{5}{3}$ (略)

(参考 2)

参 照 条 文

旅館業法施行令（昭和32年政令第 152号）抜すい 新旧対照（^改_改
_{正後}
_{正前}）

（構造設備の基準）

第 1条 （略）

2 （略）

3 法第 3条第 2項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の延床面積は、33平方メートル（法第 3条第 1項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。

(2) }
{ (略)
(7) }

4 （略）

平成28年第99号議案

名古屋市立病院条例の一部改正について

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 6月14日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市立病院条例の一部を改正する条例

名古屋市立病院条例（平成 3年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号エを次のように改める。

エ 初診料加算額

(7) 医師による初診の場合 1回 5,000円

(4) 歯科医師による初診の場合 1回 3,000円

第 4条第 1項第 1号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 再診料加算額

(7) 医師による再診の場合 1回 2,500円

(4) 歯科医師による再診の場合 1回 1,500円

第 4条の 2第 2項中「前条第 1項第 1号」の次に「（オを除く。）」を、「

が管理者の承認を得て」と」の次に「、同号エ中「5,000円」とあり、及び「3,000円」とあるのは「1,000円」と」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市立病院条例（以下「改正後条例」という。）第 4条第 1項第 1号の規定は、施行日以後の診療に係る初診料加算額及び再診料加算額について適用し、施行日前の診療に係る初診料加算額については、なお従前の例による。
- 3 改正後条例第 4条第 1項の規定にかかわらず、施行日から平成29年 3月31日までの間の名古屋市立東部医療センターにおける診療に係る同項第 1号の規定の適用については、同号エ(ア) 中「5,000円」とあるのは「3,000円」と、同号エ(イ) 中「3,000円」とあるのは「1,800円」と、同号オ(ア) 中「2,500円」とあるのは「1,500円」と、同号オ(イ) 中「1,500円」とあるのは「900円」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、健康保険法の一部改正等に伴い、名古屋市立病院の使用料の額を改定する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市立病院条例 (抜すい)

(使用料等)

第 4 条 市立病院 (名古屋市立緑市民病院 (以下「緑市民病院」という。) を除く。) を利用する者は、次に掲げる額の使用料及び手数料 (以下「使用料等」という。) を納めなければならない。

(1) 使用料

ア }
イ } (略)
ウ }

エ 初診料加算額 1回 1,000円

(7) 医師による初診の場合 1回 5,000円

(1) 歯科医師による初診の場合 1回 3,000円

オ 再診料加算額

(7) 医師による再診の場合 1回 2,500円

(1) 歯科医師による再診の場合 1回 1,500円

カ }
キ } (略)
ク }
キ }

(2) (略)

2 }
3 } (略)
5 }

(利用料金及び手数料)

第4条の2 (略)

2 前条第1項第1号~~(オを除く。)~~及び同条第2項から第5項までの規定は、
緑市民病院の利用料金の額について準用する。この場合において、同条第1
項第1号ウ中「管理者の」とあるのは「指定管理者が管理者の承認を得て」
と、同号エ中「5,000円」とあり、及び「3,000円」とあるのは「1,000円」
と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「管
理者」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」
と、「別に」とあるのは「管理者の承認を得て」と、同条第4項中「使用料
等」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 }
4 } (略)
5 }

(参考 2)

参 照 条 文

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第70条 （略）

- 2 （略）

- 3 保険医療機関のうち医療法第4条の2に規定する特定機能病院その他の病院であつて厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

- 2 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）抜すい
新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

（一部負担金等の受領）

第5条 （略）

- 2 （略）

- 3 保険医療機関のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に係るものを除く。）の数が500以上であるものに限る。）及び医療法第4条の

2第 1項に規定する特定機能病院であるものは、法第70条第 3項に規定する
保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に
掲げる措置を講ずるものとする。

(1) (略)

(2) 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要
する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を
求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

平成28年第 100 号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 6 月14日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立桶狭間小学校 | 名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山30 | 」を
| 番地 |
「 | 名古屋市立桶狭間小学校 | 名古屋市緑区桶狭間巻山1908番地 | 」に
改める。

附 則

この条例は、名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の施行地区に係る土地
区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、町の区域の設定に伴い、規定を整理する必要がある
による。

平成28年第 101 号議案

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 6 月14日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項第 4 号の表及び別表第 1 中

「

伝馬町駅自転車駐車場

」

を

「

伝馬町駅自転車駐車場

六番町駅自転車駐車場

」

に改める。

別表第 2 備考第 1 項第 3 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、別表第2の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日までにこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。
- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、六番町駅自転車駐車場を設置する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市有料自転車駐車場条例 (抜すい)

別表第 2 (第 5 条関係)

(略)
備考
1 自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、次の各号に掲げる定期駐車券の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
(1) } (略)
(2) }
(3) 学生定期券乙 (学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校の第 3 学年以下、同法第 124 条に規定する専修学校 (高等課程に限る。) 並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校 (主として外国人の児童及び生徒に対して学校教育に類する教育を行うものに限る。) に在学する者が通学のため利用する場合に発行する定期駐車券をいう。) 利用に係る月数に 1,250 を乗じて得た額に 250 を加えた額
2 (略)

平成28年第 103 号議案

名古屋市特別会計条例の一部改正について

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 6 月14日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例

名古屋市特別会計条例（昭和39年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11号を第12号とし、第 6 号から第10号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 名古屋市名古屋城天守閣特別会計 名古屋城天守閣事業の実施

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋城天守閣事業の経理を区分して行うため、特別会計を設置する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市特別会計条例（抜すい）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。

(1) }
{ (略)
(5) }

(6) 名古屋市名古屋城天守閣特別会計 名古屋城天守閣事業の実施

(7) }
(6) } (略)
{
(12) }
(11) }

平成28年第104号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年6月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

大高赤塚地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画大高赤塚地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
徳重東部第2地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画徳重東部第2地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2 有松駅南地区整備計画区域の項中

有松地区	用途の制限	1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
------	-------	--------------------------------

(A)		2 マージャン屋、ぱちんこ屋及び射的場
		3 公衆浴場で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
		4 畜舎
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線（県道緑瑞穂線に係るものを除く。）までの距離は0.3メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であること。
	高さの最高限度	12メートル。ただし、小学校の高さについては、この限りでない。
有松地区 (B)	用途の制限	1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 2 公衆浴場で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 3 畜舎
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線（県道緑瑞穂線に係るものを除く。）までの距離は0.3メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であること。
	高さの最高	12メートル

を

	限度	
駅前地区	用途の制限	1 工場（パン屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）を除く。） 2 公衆浴場で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 3 畜舎
	高さの最高限度	20メートル

有松地区 (第1地区)	用途の制限	1 公衆浴場で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線（県道緑瑞穂線に係るものを除く。）までの距離は0.3メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であること。
	高さの最高限度	12メートル。ただし、小学校の高さについては、この限りでない。
有松地区	用途の制限	1 公衆浴場で床面積の合計が500平方メートルを

地区 (第2地区)		超えるもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場
	高さの最高限度	12メートル
駅前地区	用途の制限	1 公衆浴場で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 2 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）を除く。） 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 4 畜舎 5 マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場
	高さの最高限度	20メートル

に改め、

同表に次のように加える。

大高赤塚地区整備計画区域	全域	敷地面積の最低限度	130平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下

			であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1
徳重東部 第2地区 整備計画 区域	全域	敷地面積の最低限度	130平方メートル
		壁面の位置の制限	外壁等の面から都市計画道路3・4・179熊野豊明線の境界線までの距離は1メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1.5（都市計画道路3・4・179熊野豊明線から20メートル以内の地域に限る。）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に有松駅南地区整備計画区域のうち有松地区（第2地区）の区域内に存する高さが12メートルを超える建築物（以下「当該建築物」という。）の敷地（以下「当該敷地」という。）内における建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替で、次に掲げる要件に該当するもの（当該敷地において建築物の高さが12メートル以下となる場合を除く。）については、この条例による改正後の名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第8条第1項の規定は適用しない。

- (1) 当該建築物の高さ以下であること。
- (2) 当該建築物の用途と同一の用途（建築物に附属するものを除く。）であること。
- (3) 当該敷地を同一のものとして使用すること。

（理 由）

この案を提出したのは、大高赤塚地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

平成28年第 109 号議案

公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更について

平成18年第71号議決（平成18年 3 月22日議決）により認可した公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限について、その内容の一部を下記のとおり変更することを認可するものとする。

平成28年 6 月14日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更事項

第 6 項第 4 号中「4, 000円」を「5, 000円」に改め、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 再診料加算額 1 回 2, 500円

2 実施年月日

変更後の公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限は、平成28年10月 1 日以後の初診料加算額及び再診料加算額について適用し、同日前の初診料加算額については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限を変更する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}\right)$

公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限 (抜すい)

1 }
5 } (略)
5 }
6 診療料等

(1) }
5 } (略)
(3) }

(4) 初診料加算額 1回 $\frac{5,000 \text{ 円}}{4,000 \text{ 円}}$

(5) 再診料加算額 1回 2,500 円

$\frac{(6)}{(5)}$ }
5 } (略)
 $\frac{(9)}{(8)}$ }

7 }
5 } (略)
9 }

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 健康保険法（大正11年法律第70号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（保険医療機関又は保険薬局の責務）

第70条 （略）

2 （略）

3 保険医療機関のうち医療法第4条の2に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。

3 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）抜すい

新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

(一部負担金等の受領)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険医療機関のうち、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規

定する地域医療支援病院（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床（児

童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第3項に規定する指定発

達支援医療機関及び同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に係

るものを除く。）の数が500以上であるものに限る。）及び医療法第4条の

2第1項に規定する特定機能病院であるものは、法第70条第3項に規定する

保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に

掲げる措置を講ずるものとする。

(1)
(略)

(2) 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要

する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を

求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

平成28年第 110 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年 6 月14日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
池下駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井・NCD 共同企業体 代表者 熊 田 光 男
今池駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
覚王山駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井・NCD 共同企業体 代表者 熊 田 光 男
自由ヶ丘駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番11号 MHAグループ 代表者 山 口 正 孝
茶屋ヶ坂駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番11号 MHAグループ 代表者 山 口 正 孝

名古屋大学駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
吹上駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若杉賢二
本山駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
大曽根駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
新栄町駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
砂田橋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
ナゴヤドーム前矢田駅 自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
上飯田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
黒川駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
志賀本通駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝

平安通駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
上小田井駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
浄心駅自転車駐車場	名古屋市中区千代田一丁目7番8号 グリーンパークなごや 代表者 正 田 要 一
庄内通駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
庄内緑地公園駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
浅間町駅自転車駐車場	名古屋市中区千代田一丁目7番8号 グリーンパークなごや 代表者 正 田 要 一
名古屋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役社長 山口 正 孝
烏森駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
国際センター駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役社長 山口 正 孝
中村区役所駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男

中村公園駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目 57 番地 薦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
八田駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目 57 番地 薦井・NCD 共同企業体 代表者 熊 田 光 男
本陣駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目 57 番地 薦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
金山総合駅自転車駐車場	名古屋市中区千代田一丁目 7 番 8 号 グリーンパークなごや 代表者 正 田 要 一
鶴舞駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目 57 番地 薦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
東別院駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 11 号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役社長 山 口 正 孝
いりなか駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通 3 丁目 12 番地の 1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
川名駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目 57 番地 薦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
御器所駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通 3 丁目 12 番地の 1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
八事駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通 3 丁目 12 番地の 1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二

八事日赤駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
新瑞橋駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
桜山駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若杉賢二
総合リハビリセンター 駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
堀田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
瑞穂運動場西駅自転車 駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若杉賢二
瑞穂運動場東駅自転車 駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝
瑞穂区役所駅自転車駐 車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若杉賢二
妙音通駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊田光男
神宮前駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口正孝

伝馬町駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
荒子駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
小本駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
高畑駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井・NCD共同企業体 代表者 熊 田 光 男
中島駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
春田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
南荒子駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
荒子川公園駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
稲永駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
名古屋競馬場前駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝

野跡駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
大江駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
笠寺駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
桜本町駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
柴田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
大同町駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
鶴里駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
小幡駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝
相生山駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
大高駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山口 正 孝

神沢駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
徳重駅自転車駐車場	名古屋市名東区引山四丁目601番地 株式会社猪正 代表取締役 西 尾 浩 己
鳴子北駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
鳴海駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 MHAグループ 代表者 山 口 正 孝
一社駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井・NCD共同企業体 代表者 熊 田 光 男
上社駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井・NCD共同企業体 代表者 熊 田 光 男
藤が丘駅自転車駐車場	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 理事長 小 澤 敬 市
本郷駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井・NCD共同企業体 代表者 熊 田 光 男
塩釜口駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町1丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
野並駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二

原駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通 3 丁目12番地の 1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二
平針駅自転車駐車場	名古屋市昭和区御器所通 3 丁目12番地の 1 シルバー・サイカ共同事業体 代表者 若 杉 賢 二

2 指定の期間 平成28年10月1日から平成39年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

